

経済財政政策部局の動き

分野横断型・広域型の PPP/PFI

内閣府政策統括官(経済社会システム)付  
民間資金等活用事業推進室

土方 貴史  
門野 愛

はじめに

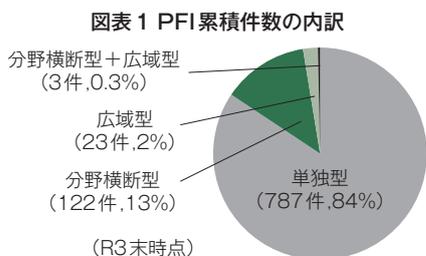
PPP (Public Private Partnership) とは、行政と民間が連携して、公共施設の設計、建設、維持管理、運営を行う手法全般のことである。中でも特に、民間資金等を活用し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)に基づいて実施するものをPFI (Private Finance Initiative) と呼ぶ。

これらの手法は、①行政にとって、公共サービスに関して、長期契約、一括発注、性能発注により歳出の効率化を図ることができること、②住民にとって、民間の創意工夫を活かした良好なサービスを楽しむことができること、③民間事業者にとって、新たな事業機会や利益の創出等につながる、といったメリットがある。

昨今の国及び地方公共団体の財政状況及び人員体制の厳しさ、インフラ更新需要の増大等から、PPP/PFIのニーズは高まっており、PFI法が1999年に制定されて以来、累計の事業件数は1,000件を超えている。

分野横断型・広域型の PPP/PFI

既往のPFI事業を見てみると、その多くは単独地方公共団体による単独分野の事業(単独型)であるが、一部に、例えば水道と下水道のような複数分野に跨る事業(分野横断型<sup>1)</sup>)や、A市とB市のような、複数の公共主体による事業(広域型<sup>2)</sup>)が見られる(図表1)。



分野横断型・広域型のPPP/PFIは、各方式で図表2のような効果が期待され「PPP/PFI推進アクションプラン

(令和6年改定版)」においても、PPP/PFI手法の進化・多様化に係る取組の1つとして、「類似施設・共通業務の統合による効率化を図る分野横断型PPP/PFI、地方公共団体間の連携による業務の効率化・補完にも資する広域型PPP/PFIの形成の促進が重要である」としている。

内閣府の取組

分野横断型・広域型のPPP/PFIの形成を促進する上で、内閣府としては、以下のような取組を実施している。

①分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引の作成

複数分野・複数地方公共団体に跨る事業を行う場合、検討内容や関係者調整が複雑・多岐にわたるため、地方公共団体が取り組むハードルが相対的に高いことが考えられる。分野横断型・広域型の事業についても地方公共団体の意識を向けるためには、先行事例を踏まえ、事業発案の段階から、事業のパターンを広く考える機会を増やすことが重要である。そのため、地方公共団体にとっての実務的な指針や参考事例等を示すものとして、「分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引」を作成した。

本手引では、PPP/PFI事業を、①事業発案→②事業組成→③PPP/PFI導入検討→④事業推進の4つの段階に分類し、各段階における分野横断型・広域型のPPP/PFI特有の取組のポイントや留意点を示している。また、手引と合わせて、先行事例での具体的な情報(得られた効果、事業スキーム、事業化の経緯やポイント)を整理した事例集を作成し、より具体的なイメージが湧きやすいものとしており、普及が進むことを期待している。

図表2 分野横断型・広域型のPPP/PFIの事業イメージと期待される効果

項目	分野横断型	広域型
事業イメージ		
期待される効果の一例	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域住民向け】・利便性の向上、行政サービスの質の向上、一体開発による賑わい創出、ワンストップによる対応 等</li> <li>【地方公共団体向け】・財政負担の削減、事業の効率化、事業の安定的な運営、管理運営費の減少 等</li> <li>【民間事業者向け】・規模拡大による多様な事業者の参画、新たな事業機会の創出、提案余地の拡大 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域住民向け】・利便性の向上、行政サービスの質の向上、地域全体としての施設サービスの維持、コスト削減による料金の低廉化 等</li> <li>【地方公共団体向け】・財政負担の削減、公有地の有効活用、職員の人材確保、CO2排出量の減少 等</li> <li>【民間事業者向け】・規模拡大による多様な事業者の参画、新たな事業機会の創出、事業の効率化 等</li> </ul>

1 分野横断型は、複数分野・単独施設型、複数分野・複数施設型、単独分野・複数施設型に分けられる  
2 広域型は、事業統合型、垂直連携型、水平連携型、共同発注型に分けられる

## ②民間資金等活用事業調査費補助事業

地方公共団体に対し、公共施設等運営事業を含むPPP/PFIの導入に係る検討に要する調査委託費を助成することにより、PPP/PFIの案件形成を促進することを目的とした民間資金等活用事業調査費補助事業（以下「補助事業」という。）を実施している。

支援する調査委託費は、PPP/PFI事業の導入可能性調査<sup>3</sup>等に係るもので、支援事業の要件としてPFI法第二条第一項各号に規定されている施設で、かつ、事業段階が早期である等のため所管省庁が明確でない事業、又は、複数の省庁に所管がまたがる事業を対象とする」という対象分野に係る要件を設けている。

このように、補助事業は、複数の省庁に所管がまたがる事業を対象事業の要件としていることから、分野横断型PPP/PFIの推進に繋がるのが期待される。これまでに支援した事例として、「宮城県上工下水一体官民連携運営事業」がある。宮城県は、水道用水供給事業（国土交通省所管。導入当時は厚生労働省所管）、工業用水道事業（経済産業省所管）及び流域下水道事業（国土交通省所管）への公共施設等運営権制度の導入を検討する際に補助事業を活用して導入可能性調査等を実施した。

補助事業の補助率は、全額国費による補助（定額）で、1件当たりの上限は、市区町村（政令指定都市を除く。）については原則10,000千円、都道府県及び政令指定都市については、これまで、公共施設等運営事業を除き、補助率を1/2、1件当たりの上限を原則5,000千円としていた。令和6年度の補助事業からは、広域型PPP/PFIの案件形成を促進するため、都道府県及び政令指定都市が実施する広域型PPP/PFI事業については、公共施設等運営事業と同様に、1件当たりの上限を原則10,000千円とする制度の拡充を実施した。

今後は、広域型PPP/PFI事業の更なる応募が期待される。

## ③PPP/PFI専門家派遣制度

PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見・ノウハウ・経験を有する専門家を派遣し、その派遣費用（旅費及び謝金）を内閣府が負担している。

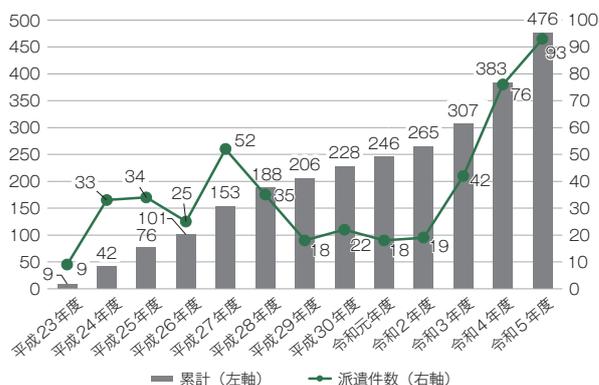
派遣する専門家は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、民間の専門家（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能で、地方公共団体は、PPP/PFIの基礎的な講義や個別具体の事業に係るPPP/PFI導入時の疑問点等について専門家に相談することができる。

分野横断型・広域型のPPP/PFI事業についても相談す

ることができ、例えば、公共施設の包括管理の導入や複合施設の整備に関する相談について、PPP/PFI専門家派遣制度を活用いただいている。

PPP/PFI専門家派遣数の推移を確認すると、令和3年度以降は相談件数が急増しており、PPP/PFIに対するニーズの増加が窺える（図表3）。

図表3 PPP/PFI専門家派遣数の推移



## おわりに

生産年齢人口の減少、公共施設の老朽化などの社会環境の変化を踏まえ、公共サービスをしっかりと維持・向上させていくために、複数の分野が関わる分野横断型事業や、地域を超えて広範囲にわたる広域型事業について、官と民が適切に連携を行い、PPP/PFIを推進していくことが重要と考えている。

今後とも、地域の機能を維持していくため、幅広い地方公共団体の地域の課題解決に向けたPPP/PFIの取組の支援に取り組んでまいりたい。

土方 貴史（ひじかた たかし）

門野 愛（かどの ちか）（岡山県真庭市より派遣）

3 公共施設等運営事業を含むPPP/PFIの導入前に公共施設等運営事業を含むPPP/PFIの導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、広域化等を検討するもの